

個人情報保護審査諮問書

広教青第 75 号

平成 17 年 2 月 9 日

北広島市個人情報保護審査会会長 様

(実施機関)

北広島市教育長 白崎 三千年



北広島市個人情報保護条例の規定により、個人情報取扱いに関する事項について次のとおり諮問します。

個人情報取扱事務の名称	「北広島市教育委員会と札幌方面厚別警察署との連携に関する協定書」に基づく個人情報の収集及び外部提供について。
諮問事項の区分	<ul style="list-style-type: none"><input checked="" type="checkbox"/> 本人以外のものからの個人情報の収集 (条例第 7 条第 2 項第 8 号)<input type="checkbox"/> 思想・信条等に関する個人情報の収集 (条例第 7 条第 3 項ただし書)<input checked="" type="checkbox"/> 目的外利用及び提供の可否 (条例第 8 条第 6 号)<input type="checkbox"/> オンライン結合による提供の適用除外 (条例第 9 条第 2 項)<input type="checkbox"/> オンライン結合による不適正利用に対する措置に関する事項 (条例第 9 条第 3 項)<input type="checkbox"/> その他個人情報保護制度に係る重要な事項
諮問事項の具体的な内容	児童・生徒の健全育成を目的に、個人情報を本人からではなく外部(警察署)から収集すること及び本人の同意を得ず、個人情報を実施機関以外のもの(警察署)へ提供することについて、北広島市個人情報保護条例第 7 条の 2 第 8 号及び同条例第 8 条第 6 号の規定に基づき、北広島市個人情報保護審査会の意見を承りたく、諮問いたします。
理由	教育委員会と学校と警察署が情報を共有することにより、問題行動、犯罪等に関与した児童・生徒に対し、教育委員会と学校と警察署が協働し、迅速かつ効果的な指導を行なうことが可能となり、児童・生徒が犯罪の被害者となることを防止するとともに、犯罪の未然防止を推進するものであります。
担当部課等	生涯学習部 青少年課 (電話 607)